

伊勢崎市

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症の人やそのご家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、市が契約者として個人賠償責任保険に加入します。



認知症高齢者等個人賠償責任保険とは？

認知症の人が日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償します。

例えば、こんな時に保険が適用されます

- 自転車で歩行者とぶつかりケガを負わせてしまった
- お店の商品を誤って壊してしまった
- 誤って線路内に立ち入り、電車を止めてしまった



対象者は？

次のどちらかに該当する人

- ①認知症高齢者等見守りサービス（GPS 機器貸与）に登録している人
- ②認知症高齢者等見守り事前登録制度に登録している人

補償金額は？

上限 3 億円

費用は？

無料

（保険料は市が全額負担します）

申込み

高齢者相談センター、市役所地域包括支援センター、支所市民サービス課で手続きを行ってください

※必要書類は窓口または伊勢崎市のホームページからダウンロードできます



【お問い合わせ】 伊勢崎市地域包括支援センター（本館 7 番窓口）

電話：0270（27）2745

Q&A

Q 対象者の要件について

対象者の要件に①認知症高齢者等見守りサービス（GPS 機器貸与）に登録している人②認知症高齢者等見守り事前登録制度に登録している人とありますが、どのような事業ですか？ また、登録していないのですが、申請できますか？

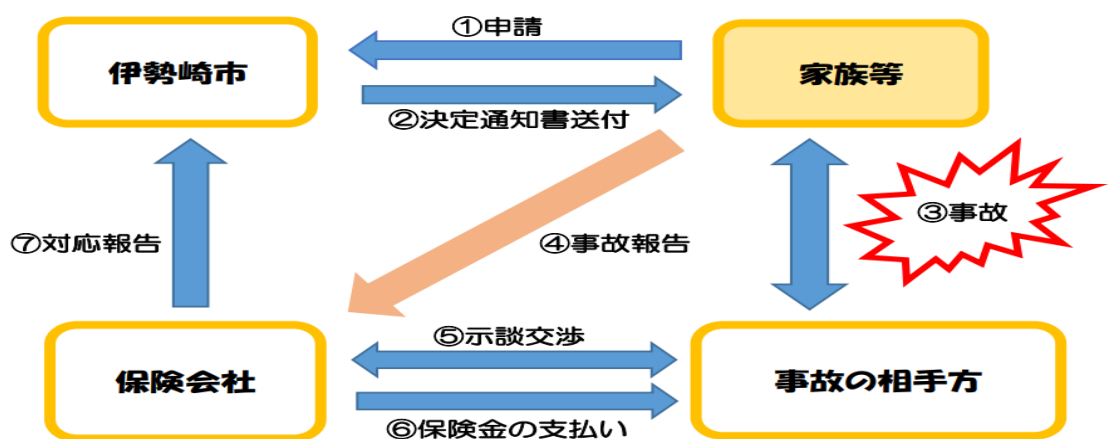
A ①の認知症高齢者等見守りサービス（GPS 機器貸与）は、認知症などにより行方不明になるおそれのある40歳以上の方を在宅で介護をするご家族などに対し、電話やインターネットで現在位置を確認できるGPS機器の貸出しを行います。

②の認知症高齢者等見守り事前登録制度は、認知症などにより行方不明になるおそれのある40歳以上の方の名前や身体的特徴、連絡先、写真などの情報を登録しておく事業です。

未登録の方については、①認知症高齢者等見守りサービス（GPS 機器貸与）や②認知症高齢者等見守り事前登録制度を同時に申請していただくことで、本事業を利用いただけます。

Q 事業の流れは

A



事故が起こった際には、24時間365日対応の専用コールセンターが事故の相談に応じます

申込み窓口一覧

▽市役所地域包括支援センター：27-2745

▽高齢者相談センター

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ・高齢者相談センター北・三郷：27-4548 | ・高齢者相談センター南・茂呂：61-7026 |
| ・高齢者相談センター殖蓮：27-5039 | ・高齢者相談センター宮郷：23-6100 |
| ・高齢者相談センター名和：20-7575 | ・高齢者相談センター豊受：27-7703 |
| ・高齢者相談センター赤堀：63-1500 | ・高齢者相談センター東：75-5966 |
| ・高齢者相談センター境：74-8039 | |

※対象者のお住まいの高齢者相談センターで心配事等のご相談ができます。

▽支所（市民サービス課）

- | | | |
|---------------|----------------|--------------|
| ・赤堀支所：62-9792 | ・あずま支所：62-9909 | ・境支所：74-0368 |
|---------------|----------------|--------------|